

ー福祉催しを後援しますー

京都新聞社会福祉事業団の後援申請について

各種団体が行なう大会等の催しについて、京都新聞社会福祉事業団の後援申請を行なう場合、次の基準を設けています

【申請団体について】

- (1) 京都、滋賀で社会福祉向上のために活動を行ない、計画的・継続的・組織的に運営されている団体
- (2) 政治、宗教活動あるいは、営利目的のための勧誘活動や迷惑行為がない団体

【実施事業について】

- ▽福祉向上のため、本事業団の活動に沿い啓発性が高く有意義な事業
- ▽申請団体が原則として主催あるいは中心となり実施する事業

【名義について】

- ▽催しの資料、パンフレット、ポスター、チラシ、看板などに、当事業団の名義表記を条件とします

【申請方法について】

- (1) 当事業団所定の申請書を原則として開催日の2カ月前までに提出してください（郵送可）。チラシなどの印刷物を作成される場合は、制作期間を考慮して、余裕をもって申請してください
- (2) 催し内容についての詳細（開催要項）を3部添付してください
- (3) 有料（参加・入場料）を受け取る場合は、予算書を添付してください
- (4) 申請団体の活動概要を示す資料を添付してください
- (5) 申請団体が実行委員会、連絡会など、複数団体で構成されているところは、団体名や代表者などを記載した名簿を添付してください

【承認通知について】

▽申請内容を厳正に審査し、名義使用の可否を文書で申請者に郵送します

【名義表記について】

- ① [後援] 京都新聞社会福祉事業団
- ② [後援] (公財)京都新聞社会福祉事業団
- ③ [後援] 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

※いずれかを催し資料、冊子、パンフレット、ポスター、看板などに表記してください

【取材について】

▽催しの取材は、京都新聞報道部または、滋賀本社、各総局、支局へ直接、依頼してください

【取り消しについて】

▽後援名義の基準に沿わないことが判明、または開催要項の内容と実施した内容が相違した場合は承認を取り消します

【終了報告について】

▽催し終了後1カ月以内に当事業団所定の実施報告書を提出してください

【その他】

▽当事業団は、後援を承認した事業において生じた事故・トラブルなどの責任は負いません

▽後援名義を承認した催し、団体名を当事業団の印刷物などに掲載し、広く一般にお知らせすることがあります

▽申請書類は、可否に関わらず返却しません

【問い合わせ先】 公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都新聞社内

Tel 075 (241) 6186 Fax 075 (222) 2515

以上